

# 西粟倉村新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 5 月 23 日

岡山県英田郡西粟倉村

## 目 次

I. はじめに .....	- 1 -
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 .....	- 3 -
II - 1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 .....	- 3 -
II - 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 .....	- 4 -
II - 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 .....	- 5 -
II - 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 .....	- 6 -
II - 5. 対策推進のための役割分担 .....	- 8 -
II - 6. 行動計画の主要7項目 .....	- 10 -
(1) 実施体制 .....	- 10 -
(2) サーベイランス・情報収集.....	- 11 -
(3) 情報提供・共有 .....	- 12 -
(4) 予防・まん延防止 .....	- 14 -
(5) 予防接種.....	- 14 -
(6) 医療 .....	- 18 -
(7) 村民生活及び村民経済の安定の確保 .....	- 20 -
II - 7. 発生段階 .....	- 21 -
III. 各段階における対策 .....	- 24 -
未発生期 .....	- 25 -
(1) 概要.....	- 25 -
(2) 実施体制 .....	- 25 -
(3) サーベイランス・情報収集.....	- 25 -
(4) 情報提供・共有 .....	- 26 -
(5) 予防・まん延防止 .....	- 26 -
(6) 予防接種.....	- 27 -
(7) 医療 .....	- 27 -
(8) 村民生活及び村民経済の安定の確保 .....	- 29 -
海外発生期 .....	- 30 -
(1) 概要.....	- 30 -
(2) 実施体制 .....	- 30 -
(3) サーベイランス・情報収集.....	- 31 -
(4) 情報提供・共有 .....	- 31 -
(5) 予防・まん延防止 .....	- 32 -
(6) 予防接種.....	- 32 -
(7) 医療 .....	- 33 -
(8) 村民生活及び村民経済の安定の確保 .....	- 34 -
国内発生早期 .....	- 35 -
(1) 概要.....	- 35 -

(2) 実施体制 .....	- 35 -
(3) サーベイランス・情報収集.....	- 36 -
(4) 情報提供・共有 .....	- 36 -
(5) 予防・まん延防止 .....	- 37 -
(6) 予防接種.....	- 38 -
(7) 医療 .....	- 39 -
(8) 村民生活及び村民経済の安定の確保 .....	- 39 -
国内感染期 .....	- 42 -
(1) 概要.....	- 42 -
(2) 実施体制 .....	- 42 -
(3) サーベイランス・情報収集.....	- 43 -
(4) 情報提供・共有 .....	- 43 -
(5) 予防・まん延防止 .....	- 44 -
(6) 予防接種.....	- 45 -
(7) 医療 .....	- 45 -
(8) 村民生活及び村民経済の安定の確保 .....	- 47 -
小康期 .....	- 49 -
(1) 概要.....	- 49 -
(2) 実施体制 .....	- 49 -
(3) サーベイランス・情報収集.....	- 50 -
(4) 情報提供・共有 .....	- 50 -
(5) 予防・まん延防止 .....	- 50 -
(6) 予防接種.....	- 50 -
(7) 医療 .....	- 50 -
(8) 村民生活及び村民経済の安定の確保 .....	- 51 -



## I. はじめに

### 1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、県、市町村、指定（地方）公共機関（県との協定締結により、指定地方公共機関と同様の関係を担保する団体を含む。以下同じ。）、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### 2. 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画<sup>(1)</sup>」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人<sup>(2)</sup>であり、死亡率は0.16（人口10万人対）<sup>(3)</sup>と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等<sup>(4)</sup>が得られた。病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年9月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年4月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

- (1) WHO “Global Influenza Preparedness Plan” 平成17年（2005年）WHOガイドンス文書
- (2) 平成22年（2010年）9月末の時点でのもの。
- (3) 各国の人口10万対死亡率 日本:0.16、米国:3.96、カナダ:1.32、豪州:0.93、英国:0.76、フランス:0.51ただし各国の死亡数に関してはそれぞれ定義が異なり、一義的に比較対象とならないことに留意が必要（厚生労働省資料による。）。
- (4) 新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の検証結果は、平成22年（2010年）6月、厚生労働省新型インフルエンザ（A/H1N1）対策総括会議報告書として取りまとめられた。

### 3. 村行動計画の作成

国は、特措法第6条に基づき、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県・市町村が行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示した。

今回、政府行動計画に基づき策定された岡山県の行動計画により「西粟倉村新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

本行動計画の対象とする感染症は、政府行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）である、以下のものとする。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ<sup>(5)</sup>」という。）
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

本行動計画は、国、県の実施する対策についても記載している。これは、新型インフルエンザ等の対策は国、県と連携した対策が必要不可欠であり、本行動計画を確実に実施するためである。したがって、県行動計画の変更があった場合は、村が主体的に実施する対策に直接変更点がない場合であっても、村行動計画の記載の変更には留意する必要がある。

また、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ見直す必要があり、国・県の行動計画の見直しがあった場合、村は、適時適切に村行動計画の改訂を行うものとする。

(5) 感染症法第6条第7項第2号に規定する再興型インフルエンザを含むものとする。

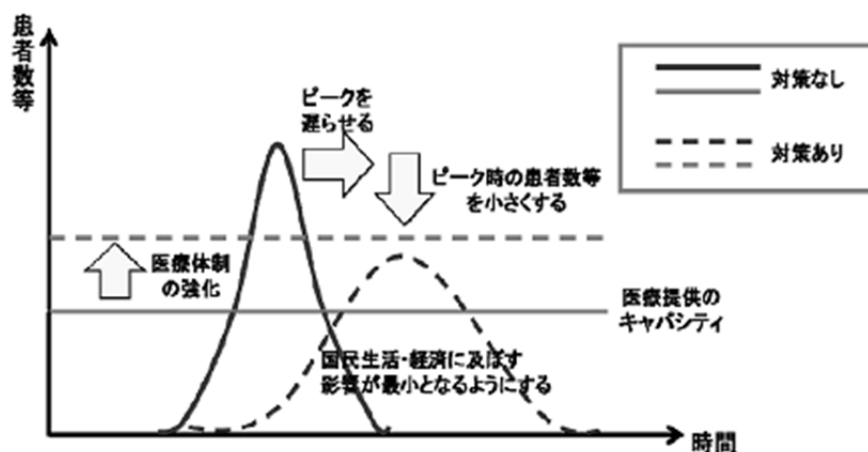
## Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### Ⅱ-1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、村民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、村民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を村全体の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

- 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する。
  - 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保する。
  - 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2) 村民生活及び村民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
  - 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は村民生活及び村民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



## Ⅱ－２．新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。村行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。なお、一方で想定する以上の高い病原性や薬剤耐性等を持つ新型インフルエンザ等の発生も念頭に置いておかなければならない。

そこで、科学的知見も視野に入れながら、地理的な条件、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すものである。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。（具体的な対策については、Ⅲ．において、発生段階ごとに記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが村民生活及び村民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、村民に対する啓発や村・企業による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。
- 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定する。
- 県内の発生当初の段階では、県が患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

また、村民の生活圏域は、日常的に鳥取県東部及び兵庫県西部に及んでおり、県下の発生状況のみならず、当該地域での発生状況等にも着目して情報収集を行う必要がある。

- なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 県内で感染が拡大した段階では、国、県、村、事業者等は相互に連携して、医療の確保や村民生活・村民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊



張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

- 事態によっては、地域の実情等に応じて医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

村民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請等、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行う。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討する。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを村民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、県、村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や村民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS(6)のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

(6)平成15年(2003年)4月3日、SARS(重症急性呼吸器症候群)は感染症法上の新感染症として位置付けられた。同年7月14日、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため、指定感染症として位置付け。同年10月10日、SARSの一連の状況を契機とした感染症対策の見直しに関する感染症法及び検疫法の一部を改正する法律が成立し、同法において、感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高いなどの理由から、一類感染症として位置付けられた。なお、現在は二類感染症として位置付けられている。

## II-3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

県、村又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、県行動計画、村行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### 1. 基本的人権の尊重

村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、岡山県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等(7)、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等(8)、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用(9)、緊急物資の運送等(10)、特定物資の売渡しの要請(11)等の実施に当たって、村民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等

対策を実施するため必要最小限のものとする<sup>(12)</sup>。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、村民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

- (7) 特措法第31条
- (8) 特措法第45条
- (9) 特措法第49条
- (10) 特措法第54条
- (11) 特措法第55条
- (12) 特措法第5条

## 2. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

## 3. 関係機関相互の連携協力の確保

府県対策本部、県対策本部<sup>(13)</sup>、村対策本部<sup>(14)</sup>は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

村対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

## 4. 記録の作成・保存

県、村は、発生した段階で、県対策本部、村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

- (13) 特措法第23条
- (14) 特措法第34条

## Ⅱ-4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

### 1. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される<sup>(15)</sup>など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

村行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これ

らの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生のも時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

村行動計画を策定するに際しては、政府行動計画及び県行動計画を参考に、平成25年4月1日現在の人口をもとに、一つの例として次のように想定した。

なお、これら推計については、政府行動計画における想定と同様にしており、政府行動計画の見直しにあわせて見直すこととする。

		重 度	中等度
受診者数	全 国	25,000,000人	13,000,000人
	岡山県	380,000人	200,000人
	西粟倉村	300人	158人
入院患者数	全 国	2,000,000人	530,000人
	岡山県	30,000人	8,000人
	西粟倉村	24人	6人
死亡者数	全 国	640,000人	170,000人
	岡山県	10,000人	2,600人
	西粟倉村	7人	2人
1日当たり 最大入院患者数	全 国	399,000人	101,000人
	岡山県	6,000人	1,500人
	西粟倉村	5人	1人

- ▶ なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ▶ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。
- ▶ なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く。

## 2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のよう  
な影響が一つの例として想定される。

- ▶ 村民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ▶ ピーク時（約2週間<sup>(16)</sup>）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度<sup>(17)</sup>と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

(16) アメリカ・カナダの行動計画において、ピーク期間は約2週間と設定されている。

National Strategy for pandemic influenza (Homeland Security Council, May 2006)

The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (Public Health Agency of Canada, Dec 2006))

(17) 平成21年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)のピーク時に医療機関を受診した者は国民の約1%（推定）

## II-5. 対策推進のための役割分担

### 1. 県・村の役割

#### 【県】

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国から示された基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を決定した上での確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する<sup>(18)</sup>。

また県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確に対応を行う。

#### 【村】

村は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国、県から示された基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を決定した上での確かつ迅速に実施し、自らの区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を、総合的に推進する。

また、村は、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(18) 特措法第3条第4項

## 2. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

## 3. 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき(19)、医療、医薬品又は医療機器の製造販売、電気又はガスの供給、輸送、通信等の分野で新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有し、その業務に係る新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成し、業務計画で定めるところにより、発生段階に応じたその業務実施の確保や構成員等に対する調整を行うなどの新型インフルエンザ等対策を実施する。

なお公立医療機関については、指定（地方）公共機関となるものではないが、その性格上、新型インフルエンザ等の発生時においても、継続して医療を提供する役割が求められる。

(19) 特措法第3条第5項

## 4. 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要とされている。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めることとされている(20)。

(20) 特措法第4条第3項

## 5. 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。村民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小するこ

とが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる<sup>(21)</sup>。

(21) 特措法第4条第1項及び第2項

## 6. 村民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用<sup>(22)</sup>・咳エチケット・手洗い・うがい<sup>(23)</sup>等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める<sup>(24)</sup>。

(22) 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。

(23) うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

(24) 特措法第4条第1項

## Ⅱ－6. 行動計画の主要7項目

村行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する」こと及び「村民生活及び村民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止<sup>(25)</sup>」、「(5) 予防接種」「(6) 医療」、「(7) 村民生活及び村民経済の安定の確保」の7項目に分けて立案している。項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

(25) まん延防止とは、インフルエンザの場合、疾患の特性（不顕性感染の存在、感染力等）から感染の拡大を完全に防ぎ止めることは不可能であり、流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくすることである。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の村民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあるため、村全体の危機管理の問題として取り組む。

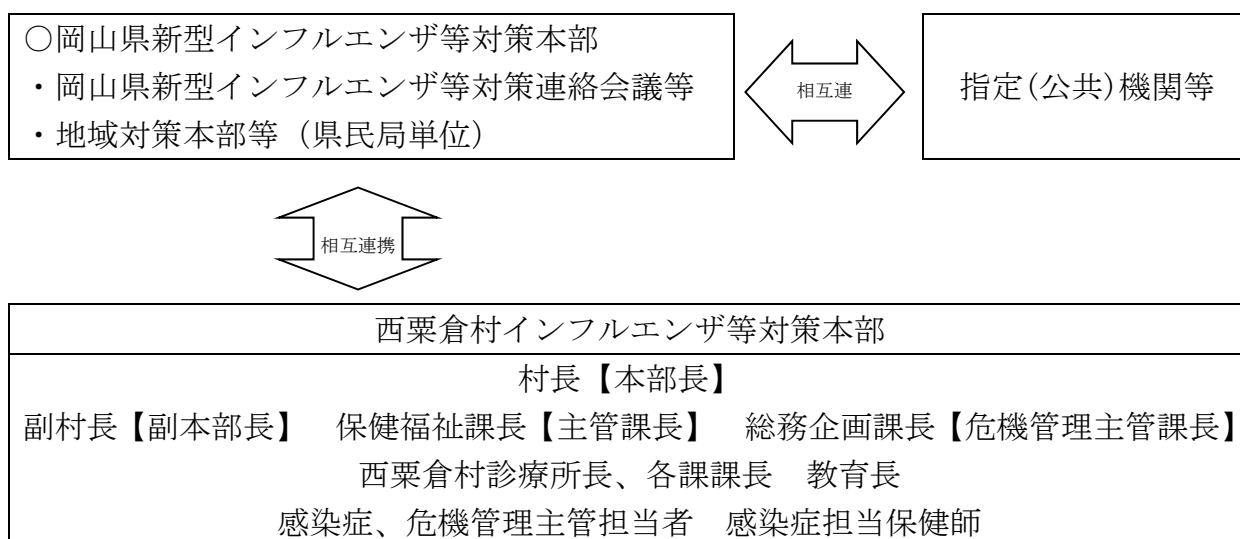
このため、県、村、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、村保健福祉課が中心となって、事前準備を行うとともに、県との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が国内で発生し、国において新型インフルエンザ緊急事態宣言<sup>(26)</sup>が行われた場合は、庁内一体となった対策を強力に推進するため、速やかに西栗倉村新型インフルエンザ等対策本部設置条例に基づく対策本部（以下、「村対策本部」という。）を設置し、必要な対策を行う。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、村は、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見等を適宜適切に聴取する。

(26) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、国が緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示することとしている。なお、講じられる緊急事態措置については、国が緊急事態宣言の期間、区域を越えない範囲において別途、個別に決定することとしている。



## (2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、系統的に収集・分析し判断につなげることで、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に村民に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国がWHO等の国際機関と連携し、早期に症例定義の周知や診断方法を確立し、国内のサーベイランス体制を構築することとしている。村は、国、県からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築に協力する。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握する

ため、積極的な情報収集・分析を行う。村は、これらの情報を積極的に収集し、国、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜協力する。

県では、国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。村は、これらの情報を積極的に収集し、国、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜協力する。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、村における体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報にも着目する。

また、いずれの場合においても、村民の生活圏域である鳥取県東部及び兵庫県西部の情報についても合わせて着目する。必要に応じ、県への情報提供の依頼や、鳥取・兵庫県の近隣市町村の状況を直接確認する。

### **(3) 情報提供・共有**

#### **(ア) 情報提供・共有の目的**

国家や県全体の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

#### **(イ) 情報提供手段の確保**

村民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

#### **(ウ) 発生前における村民等への情報提供**

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、県及び村は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを村民のほか、県と連携して、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に村民に正しく行動してもらう上で必要である。特に、学校、幼稚園、村託児施設は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、村教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。



## (エ) 発生時における村民等への情報提供及び共有

### ① 発生時の情報提供

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

国、県から村民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である<sup>(27)</sup>。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

村民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、村から直接、村民に対する情報提供を行う手段として、防災行政無線、音声・文字告知放送、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の活用を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

そのほか、独居・高齢者のみ世帯等情報を取得しにくい状況の者については、必要に応じ村保健福祉課が中心になって、訪問等により情報提供を行う。

(27) マスメディアについては、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行う。

### ② 村民の情報収集の利便性向上

村民の情報収集の利便性向上のため、関係省庁の情報、県関係部局の情報、市町村の情報、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて集約し、総覧できるサイトを開設する。

## (オ) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。村対策本部における広報責任者を明確にし、責任者が複数いる場合には、責任者同士が適時適切に情報を共有する。なお、対策の実施主体となる担当課が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、村対策本部が調整する。また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することやコミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

## (4) 予防・まん延防止

### (ア) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながるるとともに、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

### (イ) 主なまん延防止対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を県が行う。村は、県の要請に応じ、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促すなど適宜、協力する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を県が行う。村は、県からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を県が行う。村は、県の要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

## (5) 予防接種

### (ア) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

### (イ) 特定接種

#### 1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済

の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下、「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
  - ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
  - ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
- とされている。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものである<sup>(28)</sup>ことを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上の高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当するとされている。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加されている。

また、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者<sup>(29)</sup>、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員<sup>(30)</sup>、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）<sup>(31)</sup>、④それ以外の事業者<sup>(32)</sup>の順とすることが基本とされている<sup>(33)</sup>。

事前に上記のような基本的な考え方が整理されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る国の基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更にその際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

特定接種については、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなるとされている。

(28) 特定接種が全て終わらなければ住民接種（特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を言う）を開始できないというものではない。

(29) ①医療関係者：別添(1)に示す「A-1：新型インフルエンザ医療型」、「A-2：重大緊急医療型」の基準に該当する者

- (30) ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員：別添(2)に示す区分1及び区分2に該当する公務員。(2)に示す区分3（民間事業者と同様の業務）に該当する公務員は、同様の業務を行う民間登録事業者と同順位とする。(2)に示す上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業の業務を行う公務員についてはグループ③とする。
- (31) ③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者：別添(1)に示す「B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型」の基準に該当する者
- (32) ④それ以外の事業者：別添(1)に示す「B-5：その他」の登録事業者の基準に該当する者
- (33) 1つのグループの接種が終わらなければ、次のグループの接種を開始できないというものではない。

## 2) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが必要である。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とされている。

村が実施主体となる特定接種の対象は、新型インフルエンザ等対策実施に携わる村職員であり、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。円滑に実施できるように未発生期から体制整備を図る。

## (ウ) 住民接種

### 1) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類されるとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とされる。事前に下記のような基本的な考え方で整理されるが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定することとされている。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することが基本とされる。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
- ・ 基礎疾患を有する者<sup>(34)</sup>
  - ・ 妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小

児の保護者を含む。)

- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群  
(65歳以上の者)

(34) 基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状等を踏まえ、国が発生時に基準を示すこととしている。

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ国において決定することとされている。

i) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- 小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

ii) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)  
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

iii) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

- ・ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

## 2) 住民接種の接種体制

住民接種については、村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。接種に必要な医師等の従事者については、県、西粟倉村国民健康保険診療所及び関係団体等の協力を得て確保する。

### (エ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る国の基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定することとされている。

### (オ) 医療関係者に対する要請

国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行うものである<sup>(35)</sup>。

(35) 特措法第31条第2項及び第3項、第46条第6項

## (6) 医療

県では、医療機関に関して次のとおり対策を行う。村は、県からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

### (ア) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる指定（地方）公共機関である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集を行う。

#### (イ) 発生前における医療体制の整備

県は、保健所を中心として、地区医師会、薬剤師会地域支部、地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することや、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行うこと、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

#### (ウ) 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の県内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、県内においては、感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく必要がある。また、県内での発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、地域においては、事前に、その活用計画を策定しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、岡山県医師会・岡山県病院協会・岡山県歯科医師会・岡山県看護協会・岡山県薬剤師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

## (エ) 医療関係者に対する要請・指示、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、県知事は医療を行うよう要請等を行うことができる<sup>(36)</sup>。

県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する<sup>(37)</sup>。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償する<sup>(38)</sup>。

(36) 特措法第31条

(37) 特措法第62条第2項

(38) 特措法第63条

## (オ) 抗インフルエンザウイルス薬等

### 1) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

- ① 諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、県民の45%に相当する量を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。
- ② インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。

参考：県の抗インフルエンザウイルス薬備蓄量（平成26年3月末時点）

名称	商品名	備蓄量	備考
オセルタミビルリン酸塩	タミフル	36.34万人	
ザナミビル水和物	リレンザ	8.08万人	

別途、国備蓄分もあり。

## (7) 村民生活及び村民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの村民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、村民生活及び村民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、村民生活及び村民経済への影響を最小限とできるよう、県、村、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。



## II-7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類されていることから、村計画でも同様とした。国全体での発生段階の移行については、WHO のフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとされている。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断することとしているため、村行動計画においても、その対策を国や県の示す段階に応じて実施する。なお、地域における発生段階については、国内発生早期から国内感染期までの間を、地域未発生期、地域発生早期、地域感染期の3つの発生段階に分類している。

県、村、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

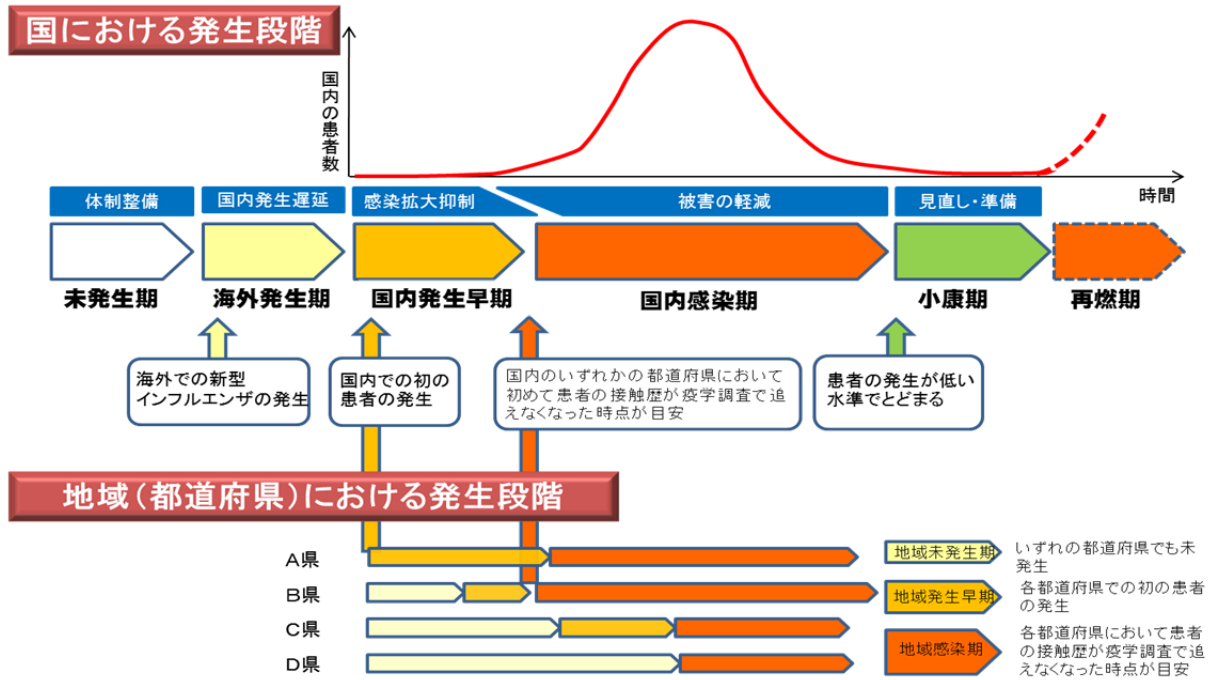
なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意する。

【発生段階】

発生段階	状 態	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(地域未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少	(地域発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生して等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
		(地域感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

【国及び地域における発生段階】

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



### Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国においては政府行動計画に基づく「基本的対処方針」が作成されることとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、国、県は必要に応じて、ガイドライン等に定めることとしており、村は、県の対応に準じて対応する。

## 1 未発生期

### (1) 概要

#### ア 状態

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

#### イ 目的

- ・ 発生に備えて体制の整備を行う。
- ・ 国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

#### ウ 対策の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策に関し、村民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- ・ 国、県、国際機関等からの情報収集を行う。

### (2) 実施体制

#### ア 村行動計画の作成

- ・ 村は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を作成し必要に応じて見直す。

#### イ 体制の整備及び国・県との連携強化

- ・ 村は、発生時に備えた行動計画マニュアル及び通常業務の縮小又は停止、各部署における感染症防止対策の実施、職員及び同居家族の健康状態の把握を内容とする村業務継続計画を作成する。
- ・ 村は、県、指定地方公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ・ 村は、村行動計画の作成にあたり、必要に応じて、県による支援を要請する。
- ・ 村は、必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。

### (3) サーベイランス・情報収集

#### ア 情報収集

- ・ 村は、国、県等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

#### イ 通常のサーベイランス

- ・ 県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。村は、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

#### サーベイランス、情報収集に関する県の対策

- ・ 県は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関（84医療機関）において患者発生の変向を調査し、流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の7医療機関においてウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。
- ・ 県は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生変向を調査し、重症化の状況を把握する。

- ・県は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

#### ウ 調査研究

- ・村は、必要に応じて、国、県が実施する調査研究に参画するなどして、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、職員の研修や市町村等との連携等の体制整備を図る。

### (4) 情報提供・共有

#### ア 継続的な情報提供

- ・村は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、村公式ウェブサイト等を利用し、村民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・村は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

#### イ 体制整備等

- ・村は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた村民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体）、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とし、情報の受取手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する）、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握する方策等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・村は、新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、専任広報担当者を決めておく。
- ・村は、地域における対策の現場となる市町村や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- ・村は、新型インフルエンザ等発生時に村民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。

### (5) 予防・まん延防止

#### ア 個人における対策の普及

- ・村は、感染予防のため、村民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。
- ・村は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

#### イ 地域対策・職場対策の周知

- ・村は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。
- ・村は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

#### ウ 水際対策

- ・県では、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他国の関係機関との連携を強化する。村は、県等からの要請に応じ、その

取組に適宜、協力する。

## (6) 予防接種

### ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

- ・村は、県や国等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

### イ ワクチンの供給体制

- ・県では、国からの要請を受けて、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。村は、これらの情報を積極的に収集する。

### ウ 基準に該当する事業者の登録

- ・県では、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等に関して国が作成する登録実施要領等に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、あわせて登録事業者に特定接種の実施を請求する確定的権利は発生しないことなどの登録事業者の具体的な地位や義務等を明示する。
- ・村は、国が行う事業者の登録申請受付、基準に該当する事業者を登録することについて、国からの労務確保等の求めに応じ、その取組に適宜、協力する。

### エ 接種体制の構築

#### (ア) 特定接種

- ・村は、特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内及び現地機関の接種体制を構築する。
- ・村は、国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。

#### (イ) 住民接種

- ・村は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、村内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
- ・村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、他の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、国及び県は、技術的な支援を行う。
- ・村は、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

### オ 情報提供

- ・県では、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報に関して国が行う情報提供に協力し、県民の理解促進を図る。村は、県等と連携してこれらの情報を積極的に提供する。

## (7) 医療

### ア 地域医療体制の整備

- ・県では、医療に関して次のとおり対策を行う。村は、県等からの要請に応じ、その対策に適宜、協力する。地域医療体制の整備に関する県の対策
- ・県は、岡山県医師会等県内の中核的医療機関を含む医療機関の関係者からなる新型インフルエンザ等医療連携会議を設置し、県内の関係者と密接な連携をとりながら県内の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- ・県は、保健所を中心にして、地区医師会、地域の薬剤師会、中核的医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の実情に応じた医療体制の

整備を推進する。

- ・県は、帰国者・接触者相談センターの設置、感染症指定医療機関等での入院患者の受入の準備を進める。
- ・県は、一般の医療機関に対して、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策を進めるよう要請する。

#### イ 国内感染期に備えた医療の確保

- ・県では、医療に関して次のとおり対策を行う。村は、県等からの要請に応じ、その対策に適宜、協力する。県内感染期に備えた医療の確保に関する県の対策
- ・県は、医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国から提供されるマニュアルの提示などによりその作成支援に努める。
- ・県は、地域の実情に応じて、指定（地方）公共機関である医療機関や公立病院等で入院患者の優先的な受け入れ体制の整備に努める。
- ・県は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
- ・県は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、協力医療機関等の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
- ・県は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- ・県は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
- ・県は、地域感染期における救急機能を維持するための方策について、検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう国が各消防本部へ要請することとしており、県は必要な対応を行う。
- ・県では、国が作成する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等について関係団体を通じて医療機関に周知する。村は、県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。
- ・県では、医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。村は、県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

#### ウ 医療資器材の整備

- ・県では、必要とする医療資器材（個人防護具、消毒薬等）をあらかじめ備蓄・整備する。村は、県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

#### エ 検査体制の整備

- ・県では、県環境保健センターにおける新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備する。村は、県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

#### オ 医療機関等への情報提供体制の整備

- ・県では、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するために国が行う体制整備に協力する。村は、県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

#### カ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

- ・県は、県民の45%を目標に国と連携して、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。村は、その取組に適宜、協力する。

#### キ 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備

- ・県は、抗インフルエンザウイルス薬が円滑に供給される体制を構築する。村は、県等



からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

## (8) 村民生活及び村民経済の安定の確保

### ア 業務計画等の作成

- ・ 県では、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を作成する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の作成を支援し、その状況を確認する。村は、県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

### イ 物資供給の要請等

- ・ 県では、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。村は、県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

### ウ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・ 村は、県と連携して、地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等を決めておく。

### エ 火葬能力等の把握

- ・ 村は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

### オ 物資及び資材の備蓄等

- ・ 村は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備等する。

## 2 海外発生期

### (1) 概要

#### ア 状態

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

#### イ 目的

- ・新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生が遅延と早期発見に努める。
- ・国内発生に備えて体制の整備を行う。

#### ウ 対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・対策の判断に役立てるため、国、県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、村民に準備を促す。
- ・国が検疫等により、国内発生をできるだけ遅らせるよう努めることから、その間に、村民生活及び村民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、国内発生に備えた体制整備を急ぐ。

### (2) 実施体制

#### ア 体制強化等

- ・村は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、保健福祉課において情報の集約・共有・分析を行う。
- ・村は、WHOが海外で新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表、国が新型インフルエンザ等の発生した旨を公表し、国が内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置した場合には、保健福祉課において、国、県が決定した基本的対処方針を確認し、全庁的に情報を共有しながら、村行動計画等に基づく事前準備をする。
- ・村は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、村民に広く周知する。
- ・村は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、村民に広く周知する。

#### イ 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

- ・県及び保健所設置市は海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患し

た場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく対策を実施する。村は、保健福祉課において、情報収集を行う。

### (3) サーベイランス・情報収集

- ・ 県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。村は、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

#### サーベイランス、情報収集に関する県の対策

##### ● 情報収集

- ・ 県は、国等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。
  - 病原体に関する情報
  - 疫学情報（症状、症例定義、致命率等）
  - 治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

##### ● 県内サーベイランスの強化等

- ・ 県は、引き続きインフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
- ・ 県は、国内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。
- ・ 県は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

### (4) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

- ・ 村は、県と連携して、村民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。また、必要に応じ、音声・文字告知放送により、情報提供を行う。
- ・ 村は、保健福祉課において、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・ 村は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

#### イ 情報共有

- ・ 村は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

#### ウ 相談窓口の設置

- ・ 村は、県からの要請に応じ、国が作成したQ&A等を活用し、村民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を保健福祉課に設置し、適切な情報提供に努める。

## (5) 予防・まん延防止

### ア 感染症危険情報の発出等

- ・国は、WHO が新型インフルエンザのフェーズ4宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延する恐れのある新感染症の公表をした等海外での新型インフルエンザ等の発生が確認された場合、感染危険情報を発出し、病原性の程度を踏まえ、渡航の延期を勧告するとともに、在外邦人に対し、今後出国できなくなる可能性や、現地での十分な医療を受けられなくなる可能性、帰国に際し停留される可能性等について情報提供を行う。県は、関係機関と協力して関連情報を提供し、注意喚起を行う。村は、国、県の情報が迅速かつ的確に村民へ伝わっているか注視し、必要に応じて喚起を行う。
- ・村は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者と協力して、村民に広く周知する。
- ・村は、国、県が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、広く周知する。

### イ 水際対策

- ・国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には入国時の患者の発見に努めることとしており、県では、検疫所、その他関係機関との連携を再確認する。村は、県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

## (6) 予防接種

### ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

- ・村は、国が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

### イ ワクチンの供給

- ・国では、政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき、供給量についての計画策定やワクチンの流通管理をすることとしており、県は、県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。村は、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

### ウ 接種体制

#### (ア) 特定接種

- ・村は、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の基本的対処方針について、情報収集を行う。
- ・村は、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、村職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### (イ) 住民接種

- ・村は、国と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。
- ・村は、国の要請を受けて、全村民が速やかに接種できるよう、事前に本行動計画に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

## エ 情報提供

- ・村は、県、国等と連携して、国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力する。

## (7) 医療

- ・県では、医療に関して次のとおり対策を行う。村は、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

## ●新型インフルエンザ等の症例定義

- ・県は、国が定める新型インフルエンザ等の症例定義について、医療機関等に対してその内容を周知する。

## ●医療体制の整備

- ・県は、国からの要請を受け、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等になり患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。
- ・県は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を、新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性があるため、地区医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療を行う体制を整備する。
- ・県は、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ・県は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を県環境保健センターへ送付し、亜型等の同定を行い、国立感染症研究所において、それを確認する。

## ●帰国者・接触者相談センターの設置

- ・県は、関係機関と協力して帰国者・接触者相談センターを設置する。
- ・県は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

## ●医療機関等への情報提供

- ・県は、国から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に提供する。

## ●検査体制の整備

- ・県は、国からの技術的支援を受けて、県環境保健センターにおける新型インフルエンザ等に対するPCR 等の検査体制を整備する。

## ●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ・県は、県内における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。
- ・県は、国の要請を受け、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう医療機関に対し要請する。

- ・県は、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

## （８）村民生活及び村民経済の安定の確保

### ア 事業者の対応

- ・県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策を実施するための準備を行う。村は、県からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

### イ 遺体の火葬・安置

- ・村は、県からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

### 3 国内発生早期

#### (1) 概要

##### ア 状態

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。
- ・地域未発生期とは、各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。
- ・地域発生早期とは、各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

##### イ 目的

- ・国内での感染拡大をできる限り押さえる。
- ・患者に適切な医療を提供する。
- ・感染拡大に備えて体制の整備を行う。

##### ウ 対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。
- ・医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、村民に対して、積極的な情報提供を行う。
- ・国内感染期への移行に備えて、村民生活及び村民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、感染拡大備えた体制整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

#### (2) 実施体制

##### ア 実施体制

- ・村は、国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、保健福祉課において情報の集約・共有・分析を行う。
- ・村は、国が公示した国内発生早期に入った旨及び国内発生早期の基本的対処方針の変更を踏まえ、必要に応じ対策本部会議又は西栗倉村新型インフルエンザ等対策連絡員会議（仮称）等を開催し、地域発生早期の対策を確認する。
- ・村は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、村民に広く周知する。
- ・村は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、村民に広く周知する。

##### イ 緊急事態宣言

###### (ア) 緊急事態宣言

- ・村は、国が国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、岡山県の区域につい

て緊急事態宣言を行ったときは、特措法及び本行動計画等に基づき必要な対策を実施する。

#### 【緊急事態宣言】

○国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行うこととしている。

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

○国は、緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示することとしている。期間については、政府対策本部長が決定し、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定するが、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意することとしている。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定する。

#### (イ) 村対策本部の設置

- ・村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに村対策本部を設置する。

### (3) サーベイランス・情報収集

- ・県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。村は、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

#### サーベイランス、情報収集に関する県の対策

##### ●情報収集

- ・県は、国から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

##### ●県内サーベイランスの強化等

- ・県は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の強化を実施する。
- ・県は、国から情報提供される国内の発生状況をできる限り迅速に把握し、必要な対策を実施する。

### (4) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

- ・村は、県等と連携して、村民に対して、国、県内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、県内発生した場合に必要な対策等について、音声・文字告知放送等利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・村は、県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。ま



た、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

- ・村は、村民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、村民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における村民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ・村は、対策本部における広報担当者を中心とし、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・村は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

#### イ 情報共有

- ・村は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

#### ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ・村は、県からの要請に応じ、村民からの相談の増加に備え、保健福祉課に設置した相談窓口体制を充実・強化する。
- ・村は、国からQ & Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

### (5) 予防・まん延防止

#### ア 県等との連携による村民・事業所等への要請

- ・村は、県等と連携し、村民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨する。
- ・村は、県等と連携し、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・村は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために県が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・村は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・村は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

#### イ 水際対策

- ・県では、渡航者等への情報提供・注意喚起を継続する。村は、県からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。
- ・国では、検疫の強化については、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小することとしている。

#### ウ 緊急事態宣言 がされている場合の措置

- ・県では、緊急事態宣言がされている場合には、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。村は、検討からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。
- ・県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏ま

えて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

- ・ 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・ 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- ・ 国は、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない離島や山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が、世界で初めて確認された場合、直ちに集中的な医療資源の投入、特措法第45条及び感染症法に基づく措置などを活用した地域における重点的な感染対策（いわゆる地域封じ込め策）の実施について検討を行い、結論を得ることとしている。
- ・ 村は、住民接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## （6）予防接種

### ア ワクチンの供給

- ・ 国では、海外発生期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給できるよう準備を行う。村は、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

### イ 特定接種

- ・ 村は、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、村職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

### ウ 住民接種

- ・ 村は、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・ 村は、パンデミックワクチンが全村民分製造されるまで一定の期間を要するが供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。
- ・ 村は、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・ 村は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、全村民が速やかに接種できるよう、

会場を確保し、原則として、村内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

エ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

- ・村は、住民接種について国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

オ モニタリング

- ・村は、ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。

## (7) 医療

- ・県では、医療に関して次のとおり対策を行う。村は、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

### 医療に関する県の対策

#### ●医療体制の整備

- ・県は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に対する帰国者・接触者外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制について、海外発生期に引き続き、継続する。また県は、保健所設置市や関係機関と協力し、患者等が増加してきた段階においては、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

#### ●医療機関等への情報提供

- ・県は、引き続き、国が行う、医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力する。

#### ●PCR 検査等の確認検査

- ・県は、国と連携し、必要と判断した場合に、県環境保健センターにおいて、新型インフルエンザ等のPCR 検査等の確定検査を行う。患者数が増加した段階では、PCR 検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。

#### ●抗インフルエンザウイルス薬

- ・県は、国内感染期に備え、各医療機関に対し抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用を要請する。
- ・県は、引き続き、国が行う抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

#### ●医療機関・薬局における警戒活動

- ・県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

#### ●医療等の確保

- ・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

## (8) 村民生活及び村民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・県では、県内事業者に対して従業員の健康管理の徹底や職場における感染対策を開始

するよう要請する。村は、県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

イ 村民・事業者への呼びかけ

- ・ 県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・ 県では、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請する。村は、県からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

ウ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

(ア) 事業者の対応

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに村民生活及び村民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取り組みを行う。その際、国は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行うとともにその他必要な対応を速やかに検討することとしており、県は、必要な対応を行う。

(イ) 電気及びガス並びに水の供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者である村は、その行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(ウ) 運送・通信・郵便の確保

運送業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講じる。

(エ) サービス水準に係る村民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、村民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。村は、県の要請に応じ、適宜、協力する。

(オ) 緊急物資の運送等

- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、運送業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ・ 県は、緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を指示する。
- ・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に

応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(カ) 生活関連物資等の価格の安定等

村、県は、村民生活及び村民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や尋常値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、村民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(キ) 犯罪の予防・取締り

県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

## 4 国内感染期

### (1) 概要

#### ア 状態

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 地域未発生期とは、各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。
- ・ 地域発生早期とは、各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 地域感染期とは、各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。（感染拡大からまん延期、患者の減少にいたる時期を含む。）

#### イ 目的

- ・ 医療体制を維持する。
- ・ 健康被害を最小限に抑える。
- ・ 村民生活及び村民経済への影響を最小限に抑える。

#### ウ 対策の考え方

- ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替える。
- ・ 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、都道府県ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- ・ 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ・ 欠勤者の増大が予測されるが、村民生活・村民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

### (2) 実施体制

#### ア 基本的対処方針の変更

- ・ 県は、基本的対処方針を変更し、対応体制を強化する。村は、これらの情報を積極的に収集し、本行動計画により必要な対策を行う。

イ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

- ・村は、緊急事態宣言がなされた場合は、速やかに村対策本部を設置する。
- ・村が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合は、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

### (3) サーベイランス・情報収集

- ・県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。村は、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

#### サーベイランス、情報収集に関する県の対策

##### ●情報収集

- ・県は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、引き続き厚生労働省等を通じて必要な情報を収集する。

##### ●サーベイランス

- ・全国での患者数が数百人程度に増加した段階では、新型インフルエンザ等患者等の全数把握については、都道府県ごとの対応となる。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。

(地域未発生期、地域発生早期における対応)

- ① 県は、引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握を実施する。

(地域感染期における対応)

- ② 県は、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。

- ③ 県は、引き続き、国内の発生状況をリアルタイムで把握し、他の市町村及び県民に対し、発生状況を迅速に情報提供するとともに、国及び関係機関と協力し、必要な対策を実施する。

- ・県は、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。

### (4) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

- ・村は、県等と連携して、音声・文字告知放送等利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、村民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・村は、県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県内等の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ・村は、村民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、村民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握

し、次の情報提供に反映する。

#### イ 情報共有

- ・村は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する。

#### ウ 相談窓口の継続

- ・村は、県等からの要請に応じ、村民からの相談の増加に備え、保健福祉課に設置した相談窓口体制を継続する。
- ・村は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

### (5) 予防・まん延防止

#### ア 感染対策

- ・村は、県等と連携し、村民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・村は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・村は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために県が示す目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・村は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・村は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策強化するよう要請する。

#### イ 水際対策

- ・国内発生早期と同様。

#### ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

県では、緊急事態宣言がされている場合には、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。村は、検討からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

- ・新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の措置を講じる。
- ・県では、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。村は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要



請に応じ、その取組に適宜、協力する。

- ・ 県では、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。村は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

## (6) 予防接種

ア 緊急事態宣言がされていない場合

○ ワクチンの供給

- ・ 国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう村は、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

○ 特定接種

- ・ 村は、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、村職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

○ 住民接種

- ・ 村は、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・ 村は、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第2項に基づく新臨時接種を進める。
- ・ 村は、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・ 村は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、全村民が速やかに接種できるよう、「第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づく接種体制をとる。

○ モニタリング

- ・ 村は、ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 村は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

## (7) 医療

- ・ 村は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。
- ・ 県では、医療に関して次のとおり対策を行う。村は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

## ●患者への対応等

(地域未発生期、地域発生早期における対応)

- ・県は、引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等を実施する。
- ・県は、必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とする。

(地域感染期における対応)

- ・県は、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。
- ・県は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ・県は、医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。
- ・県は、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

## ●医療機関等への情報提供

- ・県は、引き続き、国が行う、医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力する。

## ●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

- ・県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、流通状況を把握し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認するとともに、不足が生じるおそれがある場合には、国及び県の備蓄分を放出する等の調整を行う。

## ●医療機関・薬局における警戒活動

- ・県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

●**緊急事態宣言**がされている場合の措置

## ●医療等の確保

- ・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

## ●医療機関不足への対応

- ・県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のあ

る患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

## (8) 村民生活及び村民経済の安定の確保

### ア 事業者の対応

- ・ 県では、事業者に対して従業員の健康管理の徹底や職場における感染対策を講じるよう要請する。村は、県からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

### イ 村民・事業者への呼びかけ

- ・ 村は、県と連携し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、村民に呼びかける。
- ・ 県では、事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて県内に周知する。村は、県からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

### ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

#### (ア) 業務の継続等

- ・ 指定(地方)公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続をおこなう。その際県では、国が周知を行う当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要な対策をとる。村は、これらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。
- ・ 県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況等を確認し必要な対策をとる。村は、これらの情報を積極的に収集するとともに、その取組に適宜、協力する。

#### (イ) 電気及びガス並びに水の安定供給

- ・ 国内発生早期の記載による。

#### (ウ) 運送・通信・郵便の確保

- ・ 国内発生早期の記載による。

#### (エ) サービス水準に係る村民への呼びかけ

- ・ 村は、県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを村民に呼びかける。

#### (オ) 緊急物資の運送等

- ・ 国内発生早期の記載による。

#### (カ) 物資の売渡しの要請等

- ・ 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- ・ 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対

し特定物資の保管を命じる。

(キ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・村は、県等と連携し、村民生活及び村民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・村は、県等と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、村民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、村民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・村は、県等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、本行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

(ク) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・村は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(ケ) 犯罪の予防・取締り

- ・国内発生早期の記載による。

(コ) 埋葬・火葬の特例等

- ・村は、必要に応じ、火葬場の経営者である、美作市長に可能な限り火葬炉を稼働させることを要請する。
- ・村は、県からの要請に応じ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・村は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、他の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。
- ・県では、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。村は、県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

(サ) 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

- ・県では、国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定した場合には、必要な対応を行う。

(シ) 金銭債務の支払い猶予等

- ・国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、経済の秩序が混乱するおそれがある場合には、その対応策を速やかに検討することとしており、県は必要な対応を行う。村は、県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

## 5 小康期

### (1) 概要

#### ア 状態

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は一旦終息している状況。

#### イ 目的

- ・ 村民生活及び村民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

#### ウ 対策の考え方

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について村民に情報提供する。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### (2) 実施体制

#### ア 基本的対処方針の変更

- ・ 国が、その時点での基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示することとしており、県は、県対策本部において対策の基本的対処方針を変更する。村は、これらの情報を積極的に収集し、本行動計画により必要な対策を行う。

#### <参考>

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、以下の場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合。
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合。
- ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

#### イ 対策の評価・見直し

- ・ 村は、各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、県による県行動計画等の見直しを踏まえ、村行動計画等の必要な見直し等を行う。

#### ウ 対策本部の廃止

- ・ 村は、緊急事態解除宣言がなされたときは、速やかに対策本部を廃止する。

### (3) サーベイランス・情報収集

#### ア 情報収集

- ・村は、国、県等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

#### イ サーベイランス

- ・県では、通常のサーベイランスを継続する。村は、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。
- ・県は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。村は、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

### (4) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

- ・村は、県等と連携して、第一波の終息と流行の第二波の可能性やそれに備える必要性などについて、村民に対し広報担当者から適宜必要な情報を提供する。
- ・村は、村民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて県等と連携し、国に提供することで、共有化を図る。

#### イ 情報共有

- ・村は、県等と連携し、県等関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。

#### ウ 相談窓口の体制の縮小

- ・村は、県等からの要請に応じ、相談窓口体制を縮小する。

### (5) 予防・まん延防止

- ・村は、県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを村民に周知する。

### (6) 予防接種

#### ア 緊急事態宣言がされていない場合

- ・村は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・村は、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

### (7) 医療

- ・県では、医療に関して次のとおり対策を行う。村は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

#### 医療に関する県の対策

##### ●医療体制

- ・ 県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。
- 抗インフルエンザウイルス薬
- ・ 県は、国が示す適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に周知する。
- ・ 県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。
- **緊急事態宣言**がされている場合の措置
- ・ 県は、必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

## (8) 村民生活及び村民経済の安定の確保

### ア 村民・事業者への呼びかけ

- ・ 村は、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、村民に呼びかける。
- ・ 県では、事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請する。村は、県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

### イ **緊急事態宣言**がされている場合の措置

#### (ア) 業務の再開

- ・ 県は、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。村は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。
- ・ 県は、国と連携し、指定地方公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。村は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

#### (イ) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・ 村及び指定地方公共機関は、県、国と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。